



長居検査員。おはようございます。
土木工事共通仕様書が4月1日に改訂になりましたが、
その主な内容について教えていただきたいのですが？

はい。わかりました。
主な点二点を紹介しましょう。
令和2年4月1日以降適用では、**落石防止網工及び落石防護柵工における金網の重ね合わせ幅**について、改訂がありました。



どのような内容ですか？

「落石防止網工と落石防護柵工」における金網の重ね合わせ幅は、20cmと30cmの2種類があり、覆い式落石防止網とポケット式落石防止網で考え方が違いました。
また、製品メーカーや金網にナックル加工の有無、1枚あたりの金網幅によっても違いがありました。



いままでの検査はどのように行っていたのですか？

これまでの共通仕様書では、落石防止網工等の重ね合わせ幅の測定項目の記載はありませんでした。設計図書では参考図として表記し、受注者はメーカー規格に基づき施工していました。
受発注者間での協議等を行われていないようでした。



統一的な考え方（基準）を明示する必要はないのでしょうか？

今回の共通仕様書改正では、落石防止網工と落石防護柵工における**金網の重ね合わせ幅については監督員と協議すること**となりましたので留意する必要があります。
なお、受発注者間で測定頻度や規格値等を協議している場合は、その測定頻度等が適用されます。



わかりました。
もう一点はどのような内容ですか？

二点目は、『共通仕様書（農林土木工事編）』の「試験及び測定基準（１）～（３）コンクリート圧縮強度試験等」が削除され、『共通仕様書（土木工事編Ⅱ）』のセメント・コンクリートが適用されます。



今までと何が変わるのですか？

以前は、堤高5m以上の治山ダムの品質管理基準（コンクリート圧縮強度試験や単位水量測定）は必須でしたが、4月1日以降の起工にかかる3m以上の治山ダムも砂防ダムと同様に『共通仕様書（土木工事編Ⅱ）』の品質管理基準が適用されることになります。

堤高3m以上の治山ダムはコンクリート圧縮強度試験や単位水量測定等が必須となりますので、受発注者ともに品質管理の試験項目に留意する必要があります。



小規模な工種の品質管理等はどうなるのでしょうか？

共通仕様書でのセメント・コンクリート工種における小規模工種の適用については、「橋台、橋脚・（中略）・ダム及び堰、・（中略）・その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種」を除くとされています。

受発注者ともに、工事の目的物に応じて品質管理の対象構造物であるか確認することが重要です。



必須試験項目を実施していないと、不適合工事に該当ですね。
品質管理基準について、もう一度共通仕様書を読み返す必要がありますね。



若井検査員、来週は“在宅勤務”の予定ですね。
共通仕様書等を熟読するいい機会ですね。

ありがとうございました。在宅勤務がんばります。

●本日のポイント

年度代わりは、共通仕様書や設計基準等の改訂が多くありますので、再読しましょう。

【関係資料】

- 1 土木部技術管理課ホームページでご確認ください。
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>
- 2 農林水産部農林技術課ホームページでご確認ください。
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005c/>

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(かゝ)検査員



：若井(わかゐ)検査員